令和２年度第２回千葉市障害者施策推進協議会議事録

１　日時　　令和２年１２月１７日（木曜日）午後７時００分～午後８時１１分

２　場所　　千葉市役所８階正庁

３　出席者
（委　員）大濱会長、竹川副会長、市川委員、伊藤委員、大石委員、菊池委員、
久保木委員、斉藤委員、坂井委員、佐久間正敏委員、佐久間水月委員、
高山委員、成田委員、平鹿委員、山本委員
（事務局）佐藤高齢障害部長、鈴木障害者自立支援課長、神津障害福祉サービス課長、
松田精神保健福祉課長、　他３名

計２２名

４　議題
（１）障害者差別解消支援部会の委員選任について
（２）第５次千葉市障害者計画・第６期千葉市障害福祉計画・第２期千葉市障害児福祉計画（素案）について
（３）その他

５　議事の概要
（１）障害者差別解消支援部会の委員選任について
事務局より委員名簿（案）を提示し、説明の後、会長からの指名により委員が決定した。
（２）第５次千葉市障害者計画・第６期千葉市障害福祉計画・第２期千葉市障害児福祉計画（素案）について
事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。
（３）その他
ア　事務局より、次回会議日程について、３月頃に実施する旨の説明があった。
イ　大石委員、坂井委員より、視覚障害者、聴覚障害者が新型コロナウイルス感染症の疑いがあった場合について質問があった。

６　会議経過　　別紙のとおり

午後７時００分開会

（佐藤障害者自立支援課課長補佐）それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和２年度第２回千葉市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます、高齢障害部障害者自立支援課課長補佐の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、「次第」、続いて、「座席表」、「委員名簿」、「千葉市障害者施策推進協議会条例」、
資料１といたしまして、「障害者差別解消支援部会　委員名簿　（案）」、
資料２といたしまして、「第５次千葉市障害者計画等の構成（素案の概要)」、
資料３といたしまして、「第５次千葉市障害者計画・第６期千葉市障害福祉計画・第２期千葉市障害児福祉計画（素案)」
をお配りしております。以上でございますが、お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、高齢障害部長の佐藤より、ご挨拶申し上げます。

（佐藤高齢障害部長）皆さん、こんばんは。高齢障害部長の佐藤でございます。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃より本市の障害福祉行政の推進に、多大なるご尽力を賜っておりますこと、この場を借りまして御礼申し上げます。

さて、本日は、今年度第２回の協議会ということで、次期障害者計画の素案を提示させていただきます。

素案では、前回お示ししました、障害のある人もない人も更なる相互理解を深めるとともに、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会を構築するという基本理念の下、本市の障害福祉行政を取り巻く諸課題を明らかにするとともに、目指すべき方向性を示したうえで、今後３年間で、本市が取り組んでいく施策展開を掲載しております。

委員の皆さまそれぞれの専門的なお立場から、活発なご討議と慎重なご審議を頂き、より良い施策展開としていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（佐藤障害者自立支援課課長補佐）次に、本日の協議会でございますが、千葉市精神保健福祉審議会会長木村章委員、千葉市知的障害者福祉施設連絡協議会代表髙野正敏委員、千葉大学医学部附属病院准教授村田淳委員、淑徳大学教授山下幸子委員が欠席となっておりますが、委員２０名中、１６名のご出席をいただいておりますので、千葉市障害者施策推進協議会条例第５条第２項に基づき、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第２５条に基づき、公開となっております。

それでは、これより議題に入らせていただきたいと存じます。議事の進行について、大濱会長お願いいたします。

（大濱会長）それでは、「次第」に沿って進めさせていただきます。
議題の（１）、障害者差別解消支援部会の委員選任について、事務局より説明をお願いします。
（鈴木障害者自立支援課長）障害者自立支援課長の鈴木でございます。
資料１「障害者差別解消支援部会・委員名簿（案）」をご覧下さい。
この部会では、障害者差別に係る個別事例の検討をしており、本協議会の委員を絞り込み、より具体的な協議をしていく必要があることを踏まえまして、障害者団体、家族会のほか、医療、事業者、法曹、教育、地域活動の各分野の委員をもって構成しております。本部会の委員は昨年１２月に選任しておりましたが、委員の入れ替わりがございました、千葉市民生委員児童委員協議会、千葉商工会議所、千葉市社会福祉協議会の委員を更新する案としております。
説明は以上でございます。
（大濱会長）特段、ご異論がなければ、この案をもって、会長による委員指名とさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

≪異議なしの声あり≫

では、この案で決定いたします。
（大濱会長）ありがとうございました。それでは、議題の（２）、「第５次千葉市障害者計画・第６期千葉市障害福祉計画・第２期千葉市障害児福祉計画の素案について」に移ります。
（鈴木障害者自立支援課長）障害者自立支援課長の鈴木でございます。
議題の（２）、第５次千葉市障害者計画・第６期千葉市障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の素案について、説明させていただきます。
はじめに、資料についてですが、資料２「第５次千葉市障害者計画等の構成（素案の概要）」を元に進めさせていただきますが、項目ごとに、資料３の計画素案の該当ページをお示ししておりますので、併せてご確認をお願いいたします。
それでは、説明に入ります。次期計画の素案作成にあたっては、現行計画をベースに、国の基本計画・基本指針、現行計画の達成状況、実態調査結果、障害者団体へのヒアリングを踏まえ、説明内容や事業について加筆、修正を行いました。ここからは、次期計画の構成に沿って、主なポイントを説明して参ります。
まず、第１部総論ですが、第２章「本市の障害者の現状」では、時点更新をし、最新の情報としました。「障害者数の推移」からは、手帳所持者数が年々増加していることがわかるほか、「実態調査結果」からは、

・主な介護者が困っていること
・希望する相談制度
・障害者が地域生活をしていくために必要なこと

など骨子作成にあたり、基礎情報として使用した実態調査の結果を掲載しています。
第３章「計画の基本的な考え方」では、前回の協議会においてお示ししました計画の視点を具体的に文章化しています。

次に、第２部各論です。第１章では、継続設定することとしました「重点課題」を引き続き掲載しています。

１の「親亡き後の支援」では、現状と課題の部分に団体ヒアリングでの意見を反映し、サービスにつながっていない地域で孤立した世帯も含めた考えで､親亡き後に備えるために、各制度の普及啓発を行っていく必要性を示しました。また、対応方針に設定している「相談体制の充実」について、現行計画では､「地域生活支援拠点等において、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の充実を検討します。｣としていたところ､今年度から開始した基幹相談支援センターでの相談支援や、地域自立支援協議会におけるネットワーク構築の推進を示しました。

２の「発達障害者に対する支援」では、現状と課題の部分に、前回の協議会において、菊池委員よりご意見を頂きました内容を反映し、強度行動障害以外の発達障害について課題に掲載し､これらの方も含めた相談支援体制の整備が必要であるという認識を示しました。具体的には、資料３の３４頁をご覧ください。現状と課題の４行目になります。｢また、強度行動障害などの非常に重度の行動障害のある方たちの受け入れ先が無い状況や、ＡＳＤ（自閉症スペクトラム)、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害)、ＬＤ（学習障害）等の周囲の方に気づかれにくい発達障害を抱える方や、強度ではないが行動障害のある方、更には、症状があるものの、診断基準を満たさない状態のいわゆるグレーゾーンといわれる方に対する支援や発達障害の特性への理解が十分でない状況があります。」という記載にしております。

３の「重度の障害のある方たちへの支援」では、現状と課題の部分に、団体ヒアリングでの意見を反映し、特別支援学校卒業後の進路として通う障害福祉サービス事業所が不足していることを示しました。また、関連する主な事業に、今年度から災害に備えた発電機、蓄電池の購入助成をメニューに加えた「日常生活用具費給付等事業」を追加しました。

続いて､第２章基本目標です｡ここでは､現行計画で終了した事業を､削除するとともに､現行計画の期間中に新たに取組み始めた事業や未掲載であった事業を追加いたしました。

なお、現段階では、次年度予算が確定していないため、ここからさらに掲載事業に追加や削除などの変更が加わる可能性があります。その際には、次回第３回の協議会で報告させていただきます。

現段階での事業数は、

・基本目標１　相談支援の充実で、３８事業
・基本目標２　地域生活支援の拡充で、４５事業
・基本目標３　保健・医療の充実で、２２事業
・基本目標４　障害児支援の充実で、３６事業
・基本目標５　理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシーで、５８事業
・基本目標６　生活環境の整備で、２７事業

全体で、２２６事業となりました。なお、前回は２２０事業でしたので、６事業増加しています。

また、前回の協議会において、山下委員よりご指摘いただきました、基本目標５の「次世

代への継承」という部分についてですが、オリパラレガシーに修正することで、提案させていただきます。資料３、５９頁をご覧ください。
委員からのご指摘としては、「次世代」とは、誰からみた次年代を意識しているのかというご指摘であったかと思います。
ここでは、オリンピック・パラリンピック開催に向け展開してきた各種事業に継続して取り組み、障害者への理解促進、障害者の社会参加を引き続き積極的に図っていくということを「継承」と表現しておりましたので、“特定の世代”や、“誰か”に対しての「継承」ということではない考えでした。
そのため、次世代への継承という言葉を使わず、オリンピック・パラリンピック開催に向け、広く使われてきた言葉でもあります、オリパラレガシーに修正を提案するものです。
次に、第３部障害福祉計画です。資料裏面をご覧ください。
第３部の障害福祉計画と第４部の障害児福祉計画では、国の基本指針において、目標や見込量、その確保の方策を設定することとされた内容について、掲載しております。
第１章成果目標では、国の基本指針で令和５年度までに達成すべきとされた目標について、掲載しています。資料３、７１頁をご覧ください。
１「施設入所者の地域生活への移行」についてですが、前回の協議会で進捗状況を報告しましたとおり、現行計画で設定した令和２年度末までに達成する目標値の５１人を既に達成していることから、国の基本指針で示された目標どおり、３３人以上と設定します。
一方、総施設入所者数の削減目標について、国の基本指針では、１．６％以上の削減を目標と設定することとしていますが、昨年度実施した実態調査の結果や、団体ヒアリングの意見も踏まえ、削減目標は設定しないこととします。
続いて、２「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」についてですが、国の基本指針では、早期退院に関する目標値として、入院後３か月、６か月、１年時点での退院率をそれぞれ、６９％、８６％、９２％以上とすることとされています。
こちらについては、現行計画において、おおむね目標どおりの達成状況であることから、国の基本指針で示された目標通りに設定します。
続いて、資料３、７２頁をご覧ください。
３「地域生活支援拠点等の整備」についてですが、国の基本指針では、令和５年度までに少なくとも１つ整備し、年１回以上の運用状況の検証、検討をすることとされています。本市では、現在、３か所整備しているため、設置数の目標は達成しており、これを確保しつつ、年１回以上、地域自立支援協議会での検証、検討を実施することとします。
続いて、４「福祉施設から一般就労への移行等」についてですが、まず、福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針では、令和元年度実績の１．２７倍以上とすることとされています。こちらについては、現行計画において、目標を達成していることから、国の基本指針で示された目標通りに令和元年度実績の１．２７倍以上である１７７人以上に設定します。
次に、就労定着支援事業について、国の基本指針では、令和５年度における就労移行支援事業所等から一般就労へ移行する方の７割が就労定着支援事業を利用すること、また、就

労定着支援事業による就労定着率が８割以上の事業所が全体の７割以上とすることとされており、本市では、これに沿って、目標値を設定します。
次に、就労移行支援事業所等からの一般就労への移行者数について、国の基本指針では、それぞれの事業からの一般就労への移行者数を設定することとされていますが､本市では、一般就労への支援が、就労移行支援事業所等による支援のみではなく、千葉障害者就業支援キャリアセンターなどの独自の取組みによるアプローチも複合的に行っており、就労移行支援事業所等による支援が唯一の方法でないことから、この目標については、設定しないこととします。
次に、第２章活動指標では、国の基本指針で見込むことが適当とされた見込量について、掲載しています。資料３、７４頁をご覧ください。
まず、１「発達障害者等に対する支援」ですが、国の基本指針では、
・発達障害者支援地域協議会の開催回数
・発達障害者支援センターにおける、相談支援件数、関係機関への助言件数、外部機関や地域住民への研修、啓発回数
・ペアレントトレーニングの受講者数
・ペアレントメンターの人数
・ピアサポートの活動への参加人数の見込みを設定することとされています。
本市では、
・発達障害者支援地域協議会の開催回数
・発達障害者支援センターにおける、相談支援件数、関係機関への助言件数、外部機関や地域住民への研修、啓発回数
・ペアレントトレーニングの受講者数の見込量を設定することとします。
なお、ペアレントメンター事業及びピアサポート事業について、現在本市では、実施していないこと、また、ペアレントメンター事業については、千葉県が養成及び相談事業を千葉市も含めた範囲で実施しており、ピアサポート事業については、千葉県内で活動している団体はあるものの、市の事業としての実施ではないため、見込量を設定しないこととしました。
続いて、資料３、７５頁をご覧ください。２「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」ですが、国の基本指針では、保健、医療及び福祉関係者による協議の場について、
・開催回数
・関係者の参加者数
・目標設定及び評価の実施回数の見込量を設定することとされています。
本市では、これに沿って、見込量を設定することとします。
続いて、３「相談支援体制の充実・強化のための取組み」ですが、（１）総合的・専門的な相談支援について、国の基本指針では、総合的・専門的な相談支援の実施の有無を設定することとされています。
本市では、今年度設置した基幹相談支援センター及び今年度３か所に増やした地域生活

支援拠点において実施することとします。
次に、（２）地域の相談支援体制の強化について
国の基本指針では、
・相談支援事業者に対する指導・助言件数
・相談支援事業者の人材育成の支援件数
・相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込量を設定することとされており、本市では、これに沿って見込量を設定することとします。
続いて、資料３、７６頁をご覧ください。４「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築」についてですが、（１）障害福祉サービス等に係る各種研修の活用について、国の基本指針では、県や市が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定することとされています。
本市では、県や市が実施する障害福祉サービス等に係る研修や障害者の権利擁護、虐待防止に関する研修の参加見込みを設定することとします。
次に、（２）障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有について、国の基本指針では、当該システムによる審査結果を分析し、その結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定することとされています。
本市では、年１回実施する事業所説明会等にて情報共有を行うこととします。
次に、（３）指導監査結果の関係市町村との共有について、国の基本指針では、都道府県が実施する指導監査の実施と、その結果を関係自治体と共有する体制の有無とその共有回数の見込みを設定することとされており、本市では、県及び関係市と開催する協議会の場で、共有を実施することとし、さらに、事業所への処分等があった場合には、適宜情報共有を行うこととします。
次に、資料３、７７頁をご覧ください。第３章指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策です。
１、指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方については、過年度実績の伸びや現状維持など、これまでの状況を踏まえ見込むこととします。
２、指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策については、障害福祉サービス事業者などに参入促進を働きかけることなどにより、確保して参ります。
３、指定障害福祉サービス等の見込量では、１，２の考え方のもと、令和３年度から令和５年度までの見込量を事業ごとに示しております。
次に、資料３、８１頁をご覧ください。第４章地域生活支援事業の実施に関する事項です。
障害福祉サービス同様、過年度実績の伸びや現状維持など、これまでの状況を踏まえ、令和３年度から令和５年度までの見込み量と確保の方策を示しております。
次に、資料３、８８頁をご覧ください。第４部、障害児福祉計画です。
第１章成果目標については、先ほどの障害福祉計画同様、国の基本指針で令和５年度までに達成すべきとされた目標について掲載しています。
１「児童発達支援センターの設置」についてですが、国の基本指針では、少なくとも１か所以上設置することされております。

本市においては、令和元年度末において、児童発達支援センターを６か所設置しており、目標を上回っていることから、目標値は設定しないこととします。

２「保育所等訪問支援の充実」についてですが、国の基本指針では、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしております。本市では、市内に事業所を９か所確保しており、目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

３「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保」についてですが、国の基本指針では、１か所以上確保することとしております。

本市では、４か所確保しており、目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

資料３、８９頁をご覧ください。

４「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保」についてですが、国の基本指針では、１か所以上確保することとしております。

本市では、５か所確保しており、目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

５「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」についてですが、国の基本指針では、令和５年度までに設置することとされております。

本市では、令和元年度に地域自立支援協議会の専門部会として設置しており、目標を達成していることから、目標値を設定しないこととします。

６「医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」についてですが、国の基本指針では、令和５年度までに設置することとされております。

本市では、令和元年度末時点において、２名設置しており、目標を達成しておりますが、各区に設置した基幹相談支援センターにおいても、コーディネーターを段階的に設置することとし、基本指針を超える目標値を設定することとします。

次に、資料３、９０頁をご覧ください。

第２章指定通所支援の見込量と確保の方策についてです。

１、指定通所支援等の見込量の算定の考え方ですが、利用実績の伸びなどを踏まえ、見込むこととします。

２、指定通所支援等の見込量確保の方策ですが、事業者などに参入促進を働きかけることなどにより、確保して参ります。

３、指定通所支援等の見込量ですが、１，２の考え方のもと、令和３年度から令和５年度までの見込量を示しております。

最後に、第５部計画の推進に向けてです。ここでは、関係機関等との連携、進行管理と評価、社会情勢に合わせ弾力的に計画を運用する旨を示しております。

また、巻末に資料編として、

・計画策定過程

・障害者施策推進協議会条例

・本協議会の委員名簿

・主な用語解説を掲載しました。

計画素案に関する説明は以上でございます。
（大濱会長）ありがとうございました。では、ただいまの説明に対して、ご意見ご質問ございますか。
（大石委員）視覚障害の立場でのお願いです。
基本目標１（４）情報提供の充実についてに、２８番「専門性の高い意思疎通支援行う者の派遣事業」、２９番に「専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業」とあります。
手話通訳・要約筆記派遣事業の元の国の制度は、手話通訳等派遣事業というもので、その“等”という部分には、視覚障害者への代筆・代読をする者の派遣事業が含まれているということを厚労省では言っています。最近では特に、しっかりとした専門的な代筆・代読の人を望むという声が高まっています。
その理由の一つは、代筆してくれる家族がいない独居の視覚障害者が多いということ、それから、高齢になり、介護保険に移行した場合、代筆・代読という支援がないという不安。そういう不安から、専門的な代筆・代読をしてくれる人を派遣する事業として認めてほしいということが、特に大きな声になっています。
全国的に声になっていますが、実際に実施しているのは、東京でも限られた区です。千葉県では、嬉しいことに我孫子市がやっていて、これは、全国でも例を見ないことで、シンポジウムでも招待などしています。
視覚障害者協会でも、手話通訳等派遣という“等”の部分できちんと自治体が取り組んでほしいということを言っておりますので、ぜひ、この取組みにも力を入れていただきたいという、質問というより要望です。よろしくお願いします。
（大濱会長）では、ただいまのご要望について、事務局よりお願いします。
（鈴木障害者自立支援課長）素案の４４頁になります。２８番、２９番についてのご意見をいただきました。
代筆・代読をする人の派遣についてですが、現状を申し上げると、６５歳未満の方については、障害福祉サービスの中に、家事援助があり、その中で、ヘルパーに代筆・代読をしていただくことが可能になっております。
ただ、６５歳を超えると、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行します。そうすると、訪問介護のヘルパーに代筆・代読をお願いすることができなくなってしまうという課題があると認識しております。
現状この課題が解消されているわけではありませんが、視覚障害者協会からも穴を埋めるような方策を検討してほしいと要望を頂いておりますので、この課題を解消できるように検討していきたいと考えております。この素案の中に具体的には明記されておりませんが、検討して参ります。
（大濱会長）よろしいでしょうか。
（大石委員）少し付け加えさせていただきたい。
代筆・代読は難しいことがあると思います。ちょっとしたポスティングされたチラシなどは、家事援助のヘルパーに代読してもらえますが、専門性がないとわからないもの、例えば年金の現況調査などは、必ずと言っていいほどよくわからず、間違ってしまうことが

多いです。そのことに対して、代筆・代読の専門の養成をするためのカリキュラムのようなものを神奈川県では作っています。

それから、家事援助で、代筆・代読をお願いすると、家事援助の時間が削られるといった弊害もあるので、６５歳にならない人の家事援助の場面での代筆・代読ももう少し考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（大濱会長）大石委員よろしいでしょうか。

（大石委員）はい。

（大濱会長）事務局の方は、検討をお願いします。

そのほかご意見ご質問などありますでしょうか。

（菊池委員）自閉症協会の菊池です。素案の中で、重点課題の主な事業に障害者基幹相談支援センターが出てきます。載せてほしいわけではないのですが、基幹相談支援センターは１０月に開始され、まだ２か月くらいですけれども、自閉症協会にも基幹相談支援センターについての相談が来ています。

区ごとに少し特徴があるようで、区の特徴があってもいいと思いますが、少し、横の連携を取っていただきたいということや、基幹相談支援センターのことについて、どこに相談したらいいのかという相談が出てきました。今まで受けていた相談が、断られたということも出てきたりしているので、基幹相談支援センターが開始されてから間もなく、先のことがよくわからない中で、不安に思うことがあるのですが、それは、考えすぎでしょうか。

（大濱会長）事務局からお願いします。

（神津障害福祉サービス課長）障害福祉サービス課の神津です。基幹相談支援センターは、各区の委託相談支援事業を変更し、強化する形で１０月から開始したところです。

これまで障害者自立支援法ができて以降、１０数年にわたって、それぞれの障害特性に強い施設が委託されており、例えば知的障害者の施設をやっている法人であれば、知的障害者には強いが、逆に精神障害者、発達障害、身体障害者には弱いという形でおりました。

障害者が地域で生活するということは、身近な地域で頼りになる相談支援事業所があるということが大前提かと思いますので、今回１０月に基幹相談支援センターに移行するに当たっては、３障害に共通して支援ができるというコンセプトを絶対的に守ってほしいということで、各事業者に応募をお願いしました。

これまでは美浜区に住む精神障害の方が中央区の相談支援事業所に相談に来るというように、障害特性に基づいて、相談者が区をまたいで相談に行っていました。これを７月に委託相談支援事業者を決定したところから、２か月にわたって、各基幹相談支援センター間で、これまで利用していた方を、近くで相談できるように振り分けていくということを行っております。

これにより、これまで中央区で相談支援事業所に相談していた方が、お住まいが美浜区だから、美浜区の基幹相談支援センターで相談できるようにしました。しかし、なかなかやはり相談し慣れたところから離れられないという状況があると思います。それについては、強制的に移行しないよう、基幹相談支援センターには重々申し伝えております。今は、

過渡期かと思いますので、いずれきちんと整理したうえで、対応できる状況になろうかと思います。

区ごとの特徴という点ですが、今回基幹相談支援センターの委託先を決定するあたり、プロポーザル制度を利用しました。単に随意契約で指定をするのではなく、応募者から様々な特徴、利点を挙げていただきながら、採点した中で決定しております。当然そうなりますと、事業所は、それぞれの特徴を生かしながら３障害共通の対応をしていくということになります。

その中で、市民のために、良いところは、他の事業所にも採用していただくということを念頭にしております。高いレベルに平準化していくという取組みは地域自立支援協議会でこれまでもやってきたところですので、これからも推進していくつもりです。以上でございます。

（大濱会長） よろしいでしょうか

（菊池委員） よろしくお願いいたします。

（大濱会長） それではほかにご意見ご質問ございますでしょうか。

（高山委員） 身体障害者福祉会の高山です。資料３の２８ページ、一番下に「必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会の構築を目指します。」とあります。文章だけをみると良くわからないので、例えば、自治会の役員が不足していることや、民生委員・児童委員が不足しているという中で、何か市が考えている方策というものがあれば教えてください。ほかにも質問があるので、お答えいただいた後でお願いしたいと思います。

（大濱会長） 事務局からお願いします。

（鈴木障害者自立支援課長）「必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会の構築を目指します。」という部分の具体的な方策ということですが、地域の担い手というと、町内自治会、あるいは、民生委員・児童委員が一番に最初に出てくると思いますが、この計画でイメージするのは、障害者だけでなく、高齢者、子どもあるいは生活保護といういろんな方を含めた、地域包括ケアシステムができるということがイメージです。

自治会、民生委員・児童委員以外にも、社会福祉協議会の地区部会の方や、あるいはサービス事業者の方もいると思います。そういった方だけではなく、地域の担い手として住民の方も参画できるような仕組みを検討していく必要があると考えております。いわゆる共助の社会づくりです。このような考えで検討していきたいということで記載しております。

（大濱会長） よろしいでしょうか。

（高山委員） はい。

（大濱会長） では、続いての質問をお願いします。

（高山委員） ６０ページ１１４番、「障害者等用駐車区画の適正利用の促進」です。市所有の施設の駐車場にカラーコーンを置いて、障害者らのために啓発するということですが、市の施設だけでなく大型店舗などにも指導して、広げていただきたいと思います。

せっかく車椅子の人などのために用意している区画を健常者が停めてしまっているという状況がいっぱいあるので、どうしてもそこを使わなければならない方、例えば車椅子

の人、足の不自由な人、妊婦さん、そういう人たちのための場所ですよということを大型店舗には監視してほしいというような指導をしていただきたいというお願いです。よろしくお願いします。

もう一つ続けていいでしょうか。これは、注文になりますが、６２ページ１３７番に「障害者作品展の開催」というものがあります。この作品展にほとんど市の職員が見に来てくれません。遠くの職員に来てほしいということではないですが、せめて中央区役所の職員がお昼を食べに外出した時にちょっと見に来るだけでもなんとかしてもらえないかというお願いです。

（大濱会長）今のご要望について、事務局の方からありますか。

（鈴木障害者自立支援課長）１つ目の、「障害者等用駐車区画の適正利用促進」ですが、民間の商業施設でも大きい商業施設では、区画の設置が進んでいるところもあります。これについて、市の方で予算を確保して実施するところまでは、なかなか難しいところがございますが、できる限りの働きかけをしていきたいと考えているところです。障害者差別解消法でも、合理的配慮の提供ということがありますので、そういった観点からもできるだけ働きかけを行っていきたいと考えております。

２つ目、障害者作品展に職員も見に来ていただきたいということですが、障害者作品展は、毎年文化センターで展示をしております。中央区役所の職員にも声をかけていたところですが、次年度はさらに広く全庁的に周知をして働きかけたいと思っております。以上です。

（大濱会長）よろしいでしょうか。

（高山委員）はい。

（大濱会長）そのほかにございますか。

（久保木委員）養護学校の久保木です。２点お願いになります。

１点目は、５４ページからの基本目標の４、障害児に対する支援の充実、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援体制の構築という箇所になります。

昨年度から教育員会の養護教育センターが主体となって、特別支援連携協議会ができております。医療、福祉、学校、こども未来局、親の会も入った会議で、切れ目のない支援体制の構築ということで設置されたものです。これをどこかに入れ込んでもらえないかということが１点目。

その会議の実務担当者レベルで、医療的ケアの必要な子どもを早期から発見したり、車椅子の必要な子どもが入学してくるという情報を共有し、エレベーターの設置を計画したりということをしておりますので、特別支援連携協議会を入れ込んでいただきたいということです。

もう１点は、養護学校からのお願いになります。６３ページ（３）に、一般就労の支援とありますが、養護学校の高等部の生徒が卒業していくにあたって、職場の実習を行うような取組みであったり、その後の就労につながるように教員が場所を探して実施しているという現状が特別支援学校ではあります。ぜひ、市役所や教育委員会でもインターンシップのような、職場実習等を外にだけ求めるのではなく、市でも実施するような仕組みづく

りができないかということがお願いになります。以上です。
（大濱会長） 事務局からお願いします。
（鈴木障害者自立支援課長） 教育委員会で実施しております特別支援連携協議会の件ですが、こちらの計画に記載がないようですので、所管課である養護教育センターに確認しまして、追加する方向で調整したいと思います。

２点目の養護学校卒業後の一般就労に向けた職場実習についてですが、市では障害者活躍推進プランを策定しましたので、関係課長会議といった場で提案し、検討をして参ります。

また、職場実習については、教育委員会が実施していただいているもののほか、障害者キャリアセンターと協力して実施しているものもございますので、協力する形で強化していければと考えております。
（大濱会長） よろしいでしょうか。
（久保木委員） はい。
（大濱会長） そのほかにありますか。
（大石委員） 先ほど、菊池委員の質問への回答を聞いて思ったのですが、先日１１日に身体障害者相談員の研修会に行きましたら、中核地域生活支援センターについての講演がありました。本当に親身に寄り添って相談をしているという話を聞きました。

実は、私も困った相談を受けていたので、ここに相談したいと思ったところ、残念ながら千葉市は政令指定都市なので、中核地域生活支援センターがないという話でした。

先ほどの回答の中で、身体、知的、精神の３障害にわたって地域で相談に応じるという話がありましたが、基幹相談支援センターが代替として各区に設置されているということなのでしょうか。
（大濱会長） 事務局からお願いします。
（神津障害福祉サービス課長） 障害福祉サービス課の神津です。中核地域生活支援センターについては、県の事業として圏域ごとに整備して取り組んでいるものです。政令市である千葉市は一つの圏域となっており、千葉市の中では、中核地域生活支援センターというものは設定していない状況です。

千葉市は政令市でありますので、各市町村に比べ相談支援事業所などの社会資源が豊富であるということ等からも、中核地域生活支援センターに１つにまとめて実施することがいいのかということが、以前にも議論されたことがありますが、設置には至っておりません。

基幹相談支援センターについても、市に１つでいいわけですけれども、千葉市の場合には、各区に整備し、手厚く相談支援体制がとれるようにしたところです。３障害共通の支援という点については、中核地域生活支援センターで相談を受けることと、なんら変わりなく相談を受けてもらえる資質はあると考えておりますので、ぜひ、基幹相談支援センターの方にご相談いただければと思います。

また、基幹相談支援センターで解決できない問題については、我々障害福祉サービス課に相談があったり、地域自立支援協議会の中で、課題を集約しながら解決策を検討してい

くという取組みを行っておりますので、どうぞ積極的に相談していただければと思います。
（鈴木障害者自立支援課長）一つ補足させていただきますと、基幹相談支援センターは３障害の相談を受けられますが、中核地域生活支援センターでは、３障害に加え、子ども、生活保護、高齢者などすべての人に対して、２４時間ワンストップで相談が受けられるという点が特徴です。

千葉市では、保健福祉センターがございます。保健福祉センターは中核地域生活支援センターに代わるもので、２４時間体制ではありませんが、子どもも高齢者も障害者もすべて各区でワンストップの相談を受けられるということになります。そのため、中核地域生活支援センターを設置しない理由としては、各区に保健福祉センターがあることも理由の一つです。以上です。

（大濱会長）よろしいでしょうか。

（大石委員）ありがとうございます。

（大濱会長）そのほかどうでしょう。坂井委員どうぞ。

（坂井委員）聴覚障害者協会の坂井です。先ほど高山委員よりお話しがありました駐車場の件です。駐車場を見ると、車椅子マークを貼った車が駐車してあるのを見ます。しかし、実際は、車椅子に乗った方ではなく、高齢者がそのマークを使っているように見受けられます。ですので、その区分けができるようなマークを考えると良いのではないかと思いましたがいかがでしょうか。

（大濱会長）ただいまのご意見について、事務局の方からお願いします。

（鈴木障害者自立支援課長）車に貼り付けている、国際シンボルマークの車椅子マークを障害者でない方がつけているということですが、私どもの周知不足もあるかと思いますが、紛らわしくないようにマークの意義を周知して参ります。

また、高齢者の方のマークは別にございます。高齢者マークと言ったかと思いますが、高齢者が運転する際につけるマークです。こういったものもございますので、関係機関と周知を図ってまいります。以上です。

（大濱会長）よろしいでしょうか。

（坂井委員）わかりました。

（大濱会長）そのほかよろしいでしょうか。

それでは、以上で議題の（２）を終わります。

次に、議題の（３）、「その他」ですが、事務局から何かありますか。

（鈴木障害者自立支援課課長）次回の障害者施策推進協議会の開催についてですが、来年３月に開催を予定しております。日時については、改めてお知らせします。

次回は、来年１月末から１か月間実施するパブリックコメント手続きの結果をお示しするとともに、計画の最終案をご審議いただく予定としております。

よろしくお願いいたします。

（大濱会長）ほかにございませんか。大石委員どうぞ。

（大石委員）現在、コロナウイルス感染症の拡大が言われておりますが、先日私も発熱外来に掛かることがありました。もし、コロナウイルスが陽性だったら、２週間の行動歴と

写真をスマホで保健所に送ってくださいと話がありました。結果的には陰性で、送らずに済み、幸いでしたが、視覚障害者にそのようなことを言われても対応に困るし、発熱を承知でタクシーが乗せてくれるかという問題もあるし、ガイドヘルパーに病院に連れていってもらうことも難しい。こういった時にどうしたらよいかという点も検討をしていただければと思います。

（大濱会長） ただいまのご意見について、事務局いかがでしょうか。

（鈴木障害者自立支援課長） ただいまのご意見につきましては、保健所の方で帰国者・接触者相談センターを設置しておりますので、確認しまして、回答させていただきます。

（大濱会長） そのほかよろしいでしょうか。坂井委員どうぞ。

（坂井委員） ただいまのご意見に関連して、聴覚障害者もコロナウイルスに感染しても、手話通訳の同行がなければ、受診ができません。その対応についてもご配慮いただければと思います。

（大濱会長） 事務局どうぞ。

（鈴木障害者自立支援課長） 聴覚障害者の方の陽性が疑われる場合の対応についてですが、現在、千葉県聴覚障害者センターと連携をし、市で確保したタブレットを活用し、タブレットを介して病院とセンターの通訳とをつなぐ体制を整えておりますので、ご利用いただければと思います。

（大濱会長） よろしいでしょうか。

（坂井委員） ありがとうございます。

（大濱会長） ほかによろしいでしょうか。

以上で、本日、予定されていた議題は全て終了いたしました。

なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び会長に一任願います。

≪委員より「異議なし」の声あり≫

これをもちまして、令和２年度第２回千葉市障害者施策推進協議会を終了いたします。お疲れ様でした。

（佐藤障害者自立支援課長補佐） 委員の皆様には長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

午後８時１１分閉会

令和２年１２月１７日（木曜日）開催の令和２年度第２回千葉市障害者施策推進協議会の議事録として承認し署名します。

千葉市障害者施策推進協議会　会長